

# 4 小規模保育事業の 整備について



## 4 小規模保育事業

### (1) 整備方法

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1	内装整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を補助。	全ての法人	2年以上の運営実績 (開所日時点)
2	自主財源整備	事業者の自主財源による認可保育所の整備。	全ての法人	不要

### (2) 整備に向けたスケジュール

＜改修費補助及び自主整備＞

第1次募集	令和4年4月上旬～4月下旬
第2次募集	7月上旬～7月下旬
第3次募集	9月中旬～10月上旬



### (3) 補助対象

令和3年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育室・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを運営していること。

## 4 小規模保育事業



### (4) 補助内容(小規模保育事業A型の場合)

整備費	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費(改修費)</li> <li>・備品費(1品5千円以上が補助対象。定員数×32,000(上限)×3/4)</li> </ul>
	上限額	2,200万円
	加算	<p>ア 0歳児定員を設けない場合に上記上限額に300万加算します。 &lt;R3年度から実施!&gt; (1歳児定員を設定しない場合は、対象外です。)</p> <p>イ 休憩室等の機能を備え、専用に区画された居室を6㎡以上確保した場合に上記上限額に100万円加算します。</p>
	補助率	市長が認めた対象経費の3/4とする。
	限度額	<p>《加算なし》 1,650万円(2,200万円×3/4) 《加算あり(ア・イ両方適用した場合)》 1,950万円(2,600万円×3/4)</p>
工事期間中の 賃借料補助	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設における工事着工日もしくは令和4年4月以後の賃料発生日のいずれかのうち早い日付から開所日前日までの月額賃借料。(賃借料免除期間は補助対象外です。)</li> <li>・礼金 最大6か月分</li> </ul>
	補助率	市長が認めた対象経費の4分の3とする。
	限度額	22万5千円(30万円×3/4)／月 (賃借料・礼金とも共通) ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割り計算とする。

### (5) 連携

小規模保育事業は、卒園児の進級先の確保が義務付けられています。また、認可保育所と比べ、施設規模や定員が少人数であることから、集団保育の機会設定等保育内容の支援等を担っていただく連携先が必要となっています。

#### ●連携内容

卒園後の進級先の確保



確保した進級先へは優先的な入所ができるため保護者が園を選ぶ際の一つのポイントとなります。

保育内容の支援



合同保育等を行うことで、卒園児、保護者、保育者ともに安心した環境で卒園児が進級できます。

代替保育の提供(任意)

#### ●連携施設受託促進加算

一定の条件を満たす場合に、連携先(認可保育所、幼稚園、認定こども園)が、連携に係る人件費や事務費としてお使いいただける本市独自助成が受けられます。  
(複数施設と連携している場合にも助成額は変わりません。)